

西東京市教育計画策定懇談会設置要綱

第1 設置

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき西東京市における教育振興基本計画として策定する西東京市教育計画（以下「教育計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市教育計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

第2 検討事項

懇談会は、教育計画の策定に関する次の事項について検討し、その検討の結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提言する。

- (1) 教育計画に定める基本方針（以下「基本方針」という。）に関すること。
- (2) 基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

第3 組織

懇談会は、次に掲げる委員13人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 西東京市立の小学校及び中学校（以下これらを「市立学校」という。）の児童及び生徒の保護者 2人以内
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 市立学校の校長 2人以内
- (5) 特別支援教育に関する専門的知識及び経験を有する者 1人
- (6) 西東京市社会教育委員設置条例（平成13年西東京市条例第200号）に基づく西東京市社会教育委員 1人
- (7) 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例（平成13年西東京市条例第80号）第6条の規定に基づく西東京市公民館運営審議会委員 1人
- (8) 西東京市図書館設置条例（平成13年西東京市条例第81号）第6条の規定に基づく西東京市図書館協議会委員 1人
- (9) その他教育長が委員として適当と認めた者 2人以内

第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に提言を行う日までとする。

第5 座長及び副座長

懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第8 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

第9 報償

懇談会の委員（西東京市職員及び市立学校の教職員である者を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。